

# 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の意見書記載について(お願い)

## ◆第2号被保険者とは

第2号被保険者とは、「40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの(以下「特定疾病」という。)によって生じたものであるもの」とされています。(介護保険法第7条第3項第2号)

## ◆特定疾病とは

特定疾病は、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病」である為、外傷に起因する疾患は該当しません。(例：外傷性脳出血、外傷性の認知症)

### ◀介護保険法施行令第2条で定める特定疾病▶

#### ①がん【末期】

※医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り

#### ②関節リウマチ

#### ③筋萎縮性側索硬化症

#### ④後縦靭帯骨化症

#### ⑤骨折を伴う骨粗鬆症

#### ⑥初老期における認知症

#### ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

#### ⑧脊髄小脳変性症

#### ⑨脊柱管狭窄症

#### ⑩早老症

#### ⑪多系統委縮症

#### ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

【\*上記合併症のいずれかがあること】

#### ⑬脳血管疾患

#### ⑭閉塞性動脈硬化症

#### ⑮慢性閉塞性肺疾患

#### ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【\*両側であること】

## ◆主治医意見書記載にあたって

### 1. 傷病に関する意見

(1) 診断名(特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については「1.」に記入)及び発症年月日
① ( ) 発症年月日(昭和・平成 年 月 日頃)
2. ( ) 発症年月日(昭和・平成 年 月 日頃)
3. 生活機能低下の直接の原因となっている <b>特定疾病名</b> 及び <b>発症年月日</b> を( )日頃)
(2) 「1.」欄にご記載ください。
(「不安定」とした場合、具体的な状況を記入)
(3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容 〔最近(概ね6ヶ月以内)介護に影響のあったもの及び <b>特定疾病</b> についてはその診断の根拠等について記入〕
(1) 診断名の「1.」に記載した特定疾病の <b>診断上の根拠となる主な所見</b> をご記載ください。

(主治医意見書オモテ面の一部抜粋)

※ 特定疾病の診断基準等につきましては、厚生労働省の「主治医意見書記入の手引き」、「特定疾病にかかる診断基準」をご参照ください。杵藤地区広域市町村圏組合ホームページにも、資料として掲載しております。